

フランスの年金改革  
—年金改革に関する 2003 年 8 月 21 日の法律—

筑波大学 江口 隆裕

## 1 はじめに

ときの社会問題・労働・連帯大臣の名をとって「フィヨン法」と呼ばれる年金改革法案（年金改革に関する 2003 年 8 月 21 日の法律）が 7 月 24 日議会で可決され、憲法院の審査を経て公布された<sup>1</sup>。

今回の改革は、賦課方式を維持しつつ 2020 年までの間の年金制度の財政的安定を保つことを目的としており、わが国の支給開始年齢の引上げに相当する被保険者の拠出期間の延長、官民格差の解消を中心とした年金諸制度間の平等取り扱い及び高齢者の就労に関する選択肢の拡大を主な内容としている。このように今回の改革は、フランスの年金制度を大きく変えるものである。

本稿では、まず、フランスの年金制度を概観し、現在の年金額算定方式等について述べた上で、今回の改革の内容を検討する。

## 2 フランスの年金制度

### (1) 複雑に分立した制度構成

フランスの年金制度は、職種・職域単位の制度を基楚としており、わが国と比較にならないほど複雑な制度構成となっている。これはフランスの社会保障制度全般に通じる特色であるが、その理由としては、職種・職域ごとの労働協約に基づき制度が形作られてきたという沿革に加え、国家の介入を嫌い、労使による自治を基本としてきたという制度のあり方に関する思想的背景の存在を指摘することができよう。

フランスの年金制度の全体は表-1 のとおりであるが、まず被保険者の種類として、大きく被用者(*salariés*)と非被用者(*non-salariés*)とに分けられる。被用者のうち一般の商工業被用者を対象とする制度として一般制度(*régime général*)があり、加入者数も全体の 7 割近くを占め、最も代表的な制度である。被用者制度としては、この他に地方公務員やフランス電気・ガス公社、フランス国鉄など特定の職域を対象とする特別制度(*régimes spéciaux*)と農業労働者制度がある。ただ、農業については、農業経営者も含めて農業制度(*régime agricole*)をとらえることが多く、農業国家フランスの特色が年金制度にも反映している。

他方、フランスで《*non-non*》と呼ばれる、被用者でもなく、農業制度でもない自営業者等の制度として、芸術家、職人、弁護士等多様な制度が分立している。

さらに、年金制度の場合には、上述の被保険者の種別による区分に加えて、基礎的制度(*régimes de base*)と補足的制度(*régimes complémentaires*)という 1 階部分と 2 階部分に

---

<sup>1</sup> *liaisons sociales* No 8411.

相当する区分が存在し、しかも職種によっては1つの制度が両方を兼ねている場合もある。

このように複雑に分立したフランスの年金制度は、基礎的制度で約150、補足的制度で約400あると言われており、これに企業と保険会社との契約による、3階部分に相当する付加的制度(régimes supplémentaires)が加わることになる。

このように、フランスでは度によっても、個々の加入者の職歴によっても年金額が異なるため、年金給付水準がどの程度かを一般的に論じることは困難である。しかし、基礎的制度、補足的制度その他の収入を合わせると、年金受給世代は現役世代の8割を超える水準の所得があり、これに資産収入を加えると、現役世代と変わらない生活水準を維持しているようである<sup>2</sup>。

(表-1) フランスの年金制度の概要<sup>3</sup>

	基礎的制度 (約 150)	補足的制度 (約 400)	拠出者数 A(千人)	受給者数 B(千人)	年金扶養 比率 A/B
農業労働者	農業共済組合 (MSA) (83 金庫)	ARRCO (44 制 度、90 の金庫)	665	2,035	0.3
商工業の被用者	一般制度： 被用者老齢保険金庫 (CNAV)	AGIRC (43 金 庫)	15,200	9,000	1.7
公共・準公共部 門の公務員・被 用者	特別制度：				
	公務員		2,500	1,600	1.6
	地方公務員・病院		1,600	560	2.9
	電気・ガス		152	116	1.3
	国鉄		178	263	0.7
	パリ市交通公社		41	33	1.2
	フランス銀行、コメディ・フランセーズ等				
農業経営者	農業共済組合 (MSA) (83 金庫)	COREVA (任意 制度)	697	2,200	0.3
職人	CANCAVA (32 金庫)		494	600	0.8
商人・自営業者	ORGANIC (53 金庫)		643	933	0.7
自由業	CNAVPL (12 の職域)		444	143	3.1
弁護士	CNBF (弁護士)				
宗教	CAMAVIC				

## (2) フランスの年金制度の特色

### (ア) 自治の原則とその修正

このように複雑な様相を呈する年金制度であるが、その大きな特色としては、労使によ

<sup>2</sup> Observatoire des Retraites , Les chiffres de la retraites, Dossier spécial de l'observatoire des retraites,mars 2002 No.3, p.53.

<sup>3</sup> Ibid p.10 及び Dominique Argout, “Les retraites”,La ptotection sociale en France, La documentation Française, 2001, p.78-79 を基に作成。

る金庫の自治(**autonomie**)をあげることができる。これは、社会保障の内容については個別の制度が決定しようという考え方であり、その財源を国庫に頼らず社会保険料で賄っていることと表裏一体のものとしてとらえることができる。

なお、フランスでは、わが国の保険者に相当するものとして金庫(**caisse**)と呼ばれる権利主体が制度の運営を担っており、被用者年金制度の場合には、金庫の理事会における労使代表による意思決定という形で労使による自治が制度化されている。

### ① 財政調整の実施

このような多数にわたる制度の分立は、当然のことながら、制度間の人口構成上の不均衡をもたらすことになる。表—1の年金扶養比率をみてもわかるように、第二次世界大戦以降に生じた人口の高齢化と産業構造の変化は、農業者制度や国鉄といった先細りの産業分野を基盤とする制度を直撃することになる。このため、**1960**年代以降、社会保障制度間で財政調整が行われるようになり、**1974**年からは医療保険、年金保険及び家族手当のすべての分野ですべての基礎的制度を対象とした財政調整が実施されるようになる<sup>4</sup>。

ちなみにフランスでも被用者と非被用者との間には所得補足上の問題があると認識されており、このため、制度間で財政調整を実施する際にも、一般制度と特別制度の被用者制度間では拠出能力の差の是正をも含めた調整が行われるのに対し、被用者制度と非被用者制度との調整では人口構成上の不均衡のみを是正することを目的に調整が行われている。

なお、財政調整の結果は、当然のことながら、規模が最大の一般制度からの持ち出しになり、一般制度たる被用者老齢保険金庫 (**CNAV**)の負担額は、以下の通りとなっている。

(参考) 財政調整による一般制度 (**CNAV**) の負担額の推移

**2000**年...**1,745**百万€(約**2,270**億円)

**2001**年...**1,883**百万€(約**2,450**億円)

**2002**年...**1,950**百万€(約**2,540**億円)

(注) 1€=130円として計算。以下同じ。

### ② 一般社会拠出金の導入

**1990**年代になると、社会保障の一般化、わが国でいう皆年金・皆保険が実現したことなどにより社会保障費、特に医療費支出が急増し、社会保障支出は政府予算に比肩しうる規模に拡大した。その結果、賃金、特に社会保険料負担の上昇により労働コストが上昇し、企業経営を圧迫するようになった。このため、賃金に関係しない収入確保の必要性が認識されるようになり、**1991**年に社会保険料以外の新たな財源として社会保障目的税たる一般社会拠出金(**Contribution Sociale Généralisée : CSG**)が導入された<sup>5</sup>。これは、賃金、資産

<sup>4</sup> 江口隆裕「フランスの財政調整の意義を考える」『社会保障の基本原理を考える』(有斐閣、**1996**) 147頁以下。

<sup>5</sup> 江口隆裕「フランスにおける社会保障負担のあり方に関する研究」『社会保障負担のあり方に関する研究』国立社会保障・人口問題研究所・社会保障負担のあり方に関する研究平成**14**年度研究報告書、**2003**、127～143頁。

その他すべての収入を対象とした所得課税であり、高齢者も現役世代と同様に負担することを基本としている。

この一般社会拠出金導入の見返りとして、以下の通り社会保険料の引下げが行われており、**97年**及び**98年**には医療保険の保険料（被保険者負担分）が大幅に引き下げられ、いわば社会保障目的税で医療保険料を肩代わりした結果となる。なお、**93年**にはその収入の一部が無拠出制の最低保障年金を支給するためのファンドである老齢連帯基金にも充当されるようになった。

（参考）一般社会拠出金の拠出率の推移

- ・ **1991年**...**1.1%**；家族手当に使用  
※家族手当の保険料を**7%**から**5.4%**に引下げ
- ・ **1993年**...**2.4%**；家族手当＋老齢年金（F S V）
- ・ **1997年**...**3.4%**；家族手当＋老齢年金＋医療保険  
※医療保険の保険料（被保険者負担分）を**6.8%**から**5.5%**に引下げ
- ・ **1998年**...**7.5%**；家族手当＋老齢年金＋医療保険  
※医療保険の保険料（被保険者負担分）を**5.5%**から**0.755%**に引下げ

### ③ 社会保障債務償還拠出金の導入

さらに、**1995年**には、それまでの社会保障の赤字を棚上げし、その債務を**13年**かけて返済するための目的税である社会保障債務償還拠出金（**contribution pour le remboursement de la dette sociale : CRDS**）が導入された。ただし、その代償として、社会保障全体の予算をコントロールすることを目的とした社会保障予算法（**Loi de financement de la sécurité sociale : LFSS**）という仕組みが導入され、これによって議会が社会保障予算を監視し、また、支出の目標を定めて赤字が出ないようにするための役割を担うことになった。

このように、財源を国家に依存するようになるに従い、社会保障金庫は、その自治を狭められ、自治の原則は修正を余儀なくされることになる。今回の年金改革でも、平等取扱い原則を実現するため、年金諸制度間の調和が目的の1つとされているが、これも各年金制度の自治に対する制約の強化ととらえることもできる。

#### （イ）連帯の原則

フランスの社会保障のもう1つの特色は、連帯（**solidarité**）の原則にある。特に年金制度にあっては、「世代間の連帯」が賦課方式の基本とされてきており、「拠出者間の連帯」という考えによって財政調整が基礎付けられ、失業者や育児を支援するための基礎付けがなされている。

ただ、今回の改革では、後述するように、「社会契約」という概念が新たに法律上明記され、しかも、それが賦課方式の法理論的な根拠とされているようである。連帯の原則とこ

の社会契約概念との関係をどのように理解すべきかは今後の研究課題であるが、社会契約概念の方が、保険料拠出者たる国民との関係をより拘束的にとらえている、その意味で規範的意味合いが強いように感じられる。

なお、フランスでは、賦課方式にもかかわらず年金は基本的に労働との牽連性を有していると観念されており、退職年金は賃金の後払いととらえられている<sup>6</sup>。このことが、賃金に賦課された保険料をベース年金額を算定し、年金は報酬比例年金を基本とするとの考え方につながっていく。

### (3) 年金制度の財政

#### (ア) 保険料率

前述のように、フランスの社会保障制度は保険料財源が基本となっている。具体的な保険料率等は制度によって異なっているが、一般制度の場合には表一2の通りとなっており、労使の負担割合は折半ではなく、事業主負担部分がかなり高くなっているという特徴がある。また、保険料は賦課対象によって2つに分かれ、賃金の全体に課されるものと、限度額(2,432€月(約32万円))以下の部分についてのみ課されるものがある。

(表一2) 年金保険料率(2003年)

合計	事業主負担	被用者負担	算定基礎
14.75%	8.20%	6.55%	限度額以下の賃金
1.60%	1.60%	—	賃金の全体

#### (イ) 年金財政の現状

近年の社会保障制度の財政状況は表一3の通りであり、医療保険制度が赤字基調が続くのに対して、年金財政は当面は安定している。ただ、年金制度も現状のままでは中長期的には財政的悪化が予想されており(表一4参照)、中長期的な視点からの改革が必要とされていた。

(表一3) 社会保障制度の財政状況<sup>7</sup>(単位:10億€)

	1990	1995	2000	2001
医療保険	-1.4	-6.0	-1.6	-2.0
労災	+0.4	+0.2	+0.4	+0.2
年金保険	-1.0	+1.5	+0.5	0
家族手当	+0.6	-5.9	+1.4	+0.8
合計	-1.5	-10.3	+0.7	-1.0

<sup>6</sup> Conseil d'orientation des retraites, Retraites renouveler le contrat social entre les générations, La documentation Française, 2001, p.22.

<sup>7</sup> Louis-Charles Viossat, "La sécurité sociale", La protection sociale en France, La documentation Française, 2001, p.74.

(表-4) 年金制度の財政予測 (単位: 10 億€)

	2000 年	2020 年	2040 年
一般制度 (CNAV)	+ 1.5	- 10.9	- 39.7
補足的制度 (AGIRC)	+ 0.3	- 1.6	- 3.8
補足的制度 (ARRCO)	+ 3.9	0.0	- 13.2

#### (4) 年金額の算定式

今回の年金改革を理解するため、基礎的制度のうちの代表的な制度である一般制度について、老齢年金の算定方式をみておこう<sup>8</sup>。一般制度における老齢年金額の計算式は、以下のとおりとなっている。

○年金額計算式 = 平均賃金 × 給付率 × 拠出期間 / 150

○給付率: 被保険者が 160 四半期 (40 年間) という満額年金を受給するのに必要な拠出期間 (以下本稿において「満額拠出期間」という。) を満たした場合には、給付率は最高の 50% となる。被保険者がこの満額拠出期間を満たさなければ、不足期間 1 四半期につき 2.5% (したがって、1 年間につき 10%) 給付率が減少する。

(例; 160 四半期に対して 150 四半期しかない場合)

$$\text{減額率} = 2.5 \times 10 = 25\%$$

$$\text{給付率} = 50\% - 50 \times 25 / 100 = 37.5\%$$

1993 年にこの拠出期間を 150 四半期から 160 四半期に延長するという改正が行われた。ただし、1934 年~42 年までの間に生まれた者については、50% の給付率を獲得するのに必要な満額拠出期間が 151 四半期~159 四半期と、1 歳につき 1 四半期ずつ遡増する経過措置が設けられているため、拠出期間が 160 四半期になるのは、1943 年生まれの者からとなる。

○みなし給付率: 一定の条件を満たさず労働不能者、レジスタンス等により強制収容された者、かつて従軍した者及び働く家庭の母については、満額拠出期間を満たしていなくても 50% の給付率が適用される。このうちの働く家庭の母とは、以下の条件を満たす者をいう。

- ・少なくとも 3 人の子どもを 16 歳になるまでに 9 年間以上育てたこと
- ・30 年以上の被保険者期間があること
- ・年金受給前 15 年間のうち少なくとも 5 年間肉体労働に従事したこと
- ・年金受給権を得た日に働くのを辞めたこと

<sup>8</sup> MÉMENTO PRATIQUE FRANCIS LEFEBVRE Social 2002, Édition Francis Lefebvre, 2002, p.1043-1050.

○65歳未満の者に係る減額率：60歳以上65歳未満であって満額拠出期間を満たさない者が年金受給を請求した場合には、65歳に達するまでの四半期数に応じて給付率が減らされる。ただし、満額拠出期間に係る不足期間による減額率と比較して被保険者に有利な方が用いられる。

(例1；1940年生まれ(満額拠出期間=157四半期)で2002年に62歳になったが、拠出期間が151四半期しかない場合)

①満額拠出期間への不足期間…6四半期

減額率=2.5×6=15%

給付率=50%−50×15/100=42.5%

②65歳到達までの期間3年=12四半期

減額率=2.5×12=30%

給付率=50%−50×30/100=35%

⇒この場合には、被保険者に有利な①の給付率が用いられる。

(例2；1939年生まれ(満額拠出期間=156四半期)で2002年に63歳になったが、拠出期間が124四半期しかない場合)

①満額拠出期間への不足期間…32四半期

減額率=2.5×32=80%

給付率=50%−50×80/100=10%

②65歳到達までの期間2年=8四半期

減額率=2.5×8=20%

給付率=50%−50×20/100=40%

⇒この場合には、被保険者に有利な②の給付率が用いられる。

○支給開始年齢：50%の給付率は、満額拠出期間を満たした60歳に達した被保険者に適用される。

○平均賃金：保険料が支払われた期間のうち、被保険者に最も有利な25年間の平均賃金を用いる。ただし、1934年～47年までの間に生まれた者については、最も有利な期間が11年～24年と、1歳につき1年ずつ逡増する経過措置が設けられている。したがって例えば、1943年に生まれて2003年に60歳になった者については、20年間の賃金が基準になる。

なお、一般制度以外の被保険者期間に係る賃金は、算定の対象とはならない。

○拠出期間：拠出期間は四半期単位で計算し、最長160四半期=40年が年金額計算上考慮される期間となる。年金受給権取得に必要な最低拠出期間は1四半期だが、各四半期について1時間当たりの最低賃金(SMIC)の200時間相当分(2003年現在、1,366€四半期)を超える賃金がなければならない。また、最高給付率

(50%) を獲得するのに必要な拠出期間は、**1943** 年以降に生まれた者については、**160** 四半期となる。

この拠出期間については、制度間の通算は行われず、一般制度の拠出期間のみが対象となる。

○期間の加算：拠出期間については、以下のような加算措置がある。

- ・育児加算：**2001** 年 **12** 月 **21** 日の法律により、家庭の母親について、子ども 1 人につき年間 1 四半期の加算がつくことになった。ただし、この加算は、子ども 1 人につき 8 四半期までとされている。
- ・育児休業を取った父親の加算：育児休業期間と同じ期間が加算される。上記母親加算の対象にならない母親についても、この加算が認められる。
- ・年金請求時に **65** 歳以上の場合の加算：年金の裁定請求時に **65** 歳以上であって **150** 四半期の拠出期間を満たしていない被保険者については、**150** 四半期に達するまでの範囲で、**65** 歳以降の被保険者期間 1 四半期につき **2.5%** の加算がつく。

(例；**65** 歳時点で **120** 四半期の拠出期間しかなかった被保険者が、**65** 歳以降 **1** 年間 (**4** 四半期) 働いた場合)

$$\text{加算率} = 2.5 \times 4 = 10\%$$

$$\text{拠出期間} = 124 + (120 + 4) \times 10\% = 136.4 \div 137$$

○みなし期間：以下の期間については、一定の条件の下に拠出期間にみなされる。

- ・被保険者が疾病、出産、障害及び労災の現物給付を受けている期間
- ・非自発的失業中の期間うちの失業給付支給期間等
- ・兵役期間等

○年金額：フランスでは、保険料算定の基礎になる賃金に上限が設けられているため、最高年金額は上限賃金の **50%**、すなわち **14,592€** 年となる。また、最低額は **6,402.23€** 年となっており、拠出期間が 1 四半期減るごとに **1/150** ずつ減少する。

○配偶者加算：年金受給権を有しない **65** 歳以上の被扶養配偶者については、**609.80€** 年の加算がある。

○子育て加算：3 人以上の子供を育てた場合には、年金額が **10%** 加算される。

(例；**1942** 年生まれ (満額拠出期間 = **159** 四半期) で **2002** 年に **60** 歳になり、**154** 四半期の拠出期間を有するが、一般制度の拠出期間は **140** 四半期しかなく、かつ、**3** 人の子どもを有し、配偶者には所得がない場合)

- ・基礎的条件
  - ・拠出期間 = **140** 四半期
  - ・平均賃金：**19** 年の経過措置が適用される。平均賃金 = **21,663.80€** 年と仮定
  - ・給付率

①満額拠出期間への不足期間…**5** 四半期

$$\text{減額率} = 2.5 \times 5 = 12.5\%$$



$$\text{給付率} = 50\% - 50 \times 12.5/100 = 43.75\%$$

②65歳到達までの期間5年=20四半期

$$\text{減額率} = 2.5 \times 20 = 50\%$$

$$\text{給付率} = 50\% - 50 \times 50/100 = 25\%$$

⇒この場合には、被保険者に有利な①の給付率が用いられる。

・年金額

$$\text{基本年金額} = 43.75\% \times 21,663.80\text{€} \times 140/150 = 8,846.05\text{€}$$

$$\text{子の加算} = 8,846.05\text{€} \times 10\% = 884.6\text{€}$$

$$\text{配偶者加算} = 609.80\text{€}$$

$$\text{実際の年金額} = 8,846.05 + 884.6 + 609.80 = 10,299.79 \text{ ユーロ/年} = 858.31\text{€月}$$

### 3 今回の年金改革—年金改革に関する2003年8月21日の法律—

#### (1) これまでの経緯

##### (ア) 1980年代の状況

2003年に行われた改革の説明に入る前に、フランスにおける年金制度改革の歩みを簡単に振り返ってみよう<sup>9</sup>。

フランスにおいても、1970年代以降出生率が急速に低下したため、2006年以降60歳以上の高齢者の割合が急速に増加するものと見込まれ、これが年金制度に大きな影響を与えるであろうことは予測されていた。加えて、1970年代における給付水準の改善や、特に1982年に行われた年金支給開始年齢の60歳への引き下げにより年金財政の負担増が加速し、さらにその後の経済の停滞による保険料収入の減少がこれに拍車をかけることになった。このような中で1991年に公表された「年金白書」は、ベビーブーマー世代の年金受給世代への到達だけでなく、平均余命の伸びも年金財政に大きな影響を与えるであろうことを警告した。この白書はマスコミにも取り上げられ、それまで年金専門家の間でしか議論されていなかった年金問題がひろく一般に議論されるようになった。

##### (イ) 1993年の改革

1993年には、時の首相の名前をとってバラデュール改革と呼ばれる年金改革が行われた。この改革は、先の「年金白書」の指摘を受け、1994年から2003年にかけて、満額拠出期間を37.5年から40年に延長する改正をおこなった。ただ、民間労働者の多くは60歳以前に40年の拠出期間を有していたため、その効果は限定的であった。また、この改革では、年金の給付水準を下げるため、年金額算定の基礎となる平均賃金の算定方法を変更した。具体的には、1994年から2008年までかけて、被保険者に最も有利な10年間の算定基礎にするというそれまでの方式から、最も有利な25年間の平均賃金を用いる方式に改正した。

しかし、この改革は、一般制度に属する民間労働者だけを対象としたものであり、特別

---

<sup>9</sup> Yannick MOREAU, La réforme des retraites du 21 août 2003 : une étape importante dans un processus de long terme, DROIT SOCIAL No. 11, 2003, p. 909-911.

制度や公務員制度は対象としていなかった。しかも、年金財政の将来展望を示すことなく、国民の年金に対する不安を解消することはできなかった。

#### (ウ) 1995年の挫折と年金方向付け会議の設置

1995年11月には、当時の首相アラン・ジュペが医療・年金・家族手当等の社会保障制度全般にわたる改革案、いわゆるジュペ・プランを公表し、その一環として国鉄等の特別制度の年金について満額拠出期間を一般制度と同じく37.5年から40年に延長しようとした。しかし、これに反対する労働組合は大規模なゼネストを行い、この満額拠出期間の延長は失敗に終わり、公務員部門の年金に手を付けることの難しさを改めて実感することになった。

この失敗を受け、年金制度改革のためには国民的議論を展開する必要があるとの認識が政府部内にも広がり、1995年には“ブリュ報告”が、99年には“シャルパン報告”が相次いで公表された。これらの報告書では、ベビーブーマー世代への対応だけでなく、平均余命への対応の重要性も指摘された。特に、シャルパン報告では、すべての年金制度において満額拠出期間を2020年までに42.5年に延長すべきことを指摘しただけでなく、積立基金の創設を提唱し、大きな議論を招いた。

基金の創設については99年に実現することとなったが、満額拠出期間の延長については、労働組合側の拒絶に会い、何ら進展をみななかった。シャルパン報告では、年金改革を継続的にフォローするための仕組みの創設も提言していたが、その後、経済社会諮問院も同様の提言を行った。これらの意見を踏まえ、当時のジョスパン首相は2000年5月に、年金方向付け会議(Conseil d'orientation des retraites : COR)の設置を決定した。この会議の目的は、議会の代表、労使の代表、政府代表及び年金の専門家が一堂に会して協議を行い、年金改革の方向性を見出すことにあった。この年金方向付け会議は、2001年に「年金：世代間の社会契約を刷新せよ」と題する報告書を公表し、これが今回の改革の基本になったと言われている。

この報告書では、2040年までの年金制度の財政見通しを明らかにするとともに、年金水準の長期的透明性、高齢者雇用政策の重要性そして年金制度の長期的持続性という3つの将来に向けた大きな方向付けを示している。

#### (エ) 年金積立基金の設置

シャルパン報告を受け、1999年には年金積立基金(Fonds réserve pour les retraites : FRR)が設立され、実際に積立が始まっているので、ここで簡単にその概要を紹介しよう<sup>10</sup>。

この基金は、当初は、1999年社会保障予算法によって、老齢連帯基金(Fonds de solidarité vieillesse : FSV)の中に設置されたが、2001年7月17日の法律によって、独立の基金として位置付けられた。その目的は、図一1に示したように、特にベビーブーマー世代への年金支払いによる世代間の費用負担の不均衡を平準化し、賦課方式に基づく年金制度の永続性

---

<sup>10</sup> FRR, Qu'est-ce qu'un fonds de réserve?..., n.d, <http://www.fondsdereserve.fr/>; Observatoire des Retraites, op.cit., p.13 - p.14.

を確保することにある。

具体的には、**2000**年から**2020**年までの間に、運用益を含めて1兆フラン（**1,500**億€：19.5兆円）（内訳は、元本**6,700**億フラン、運用益**3,300**億フラン）を目標に積立を行い、これを一般制度及びこれに準じる制度（農業労働者及び商人・自営業者制度をいう。以下同じ。）の**2020**年以降の負担の平準化のために使用することになる。

（図－1）積立基金による保険料負担平準化のイメージ<sup>11</sup>



（注）賦課方式の下での曲線部分で示された負担が、積立基金によって直線のように平準化される。

積立金の財源は、色々な所からかき集められており、額の大きなところでは、**2%**の資産収入課税の**65%**、老齢連帯基金の黒字分の全部又は一部、一般制度の黒字分や貯蓄金庫の譲渡益、企業の社会連帯拠出金の一部、財政投資の利益などがある。この基金の積立による負担の平準化効果は必ずしも明らかではないが、**2004**年**1**月**31**日現在、累計で目標額の**1**割を超える**164**億€（約2.1兆円）が積み立てられている。**2002**年における一般制度の老齢年金給付額が**620**億€（約8.1兆円）であることを考えれば<sup>12</sup>、最終積立額はその2倍以上に達し、10年以上にわたって取り崩されるとはいえ、決して少ない額ではない。

ちなみに、この積立金については、**4%**の利回りで運用することが予定されており、そのために株や債権に投資して運用することとされている。具体的な投資方針については、まず政令で、資産の**5%**以上の同一銘柄への投資の禁止等の集中のリスクの排除、及び**25%**を超えるEU圏以外の企業への株式投資の禁止等の地域的リスクの排除が規定されており、この範囲内で基金の理事会がより具体的なアセット・アロケーションを決めることになる。**2003**年**5**月に決定された投資ガイドラインでは、以下のようなアセット・アロケーションが決定されている。

<sup>11</sup> FRR, op.cit., p.4.

<sup>12</sup> Commission des Comptes de la Sécurité Sociale ; Les comptes de la Sécurité sociale Résultats 2002-Prévisions 2003 ; La Documentation Française, 2003 , p139.

(表-5) 年金積立基金のアセット・アロケーション

	目標投資アロケーション
EU 圏内の株式	38%
それ以外の外国株式	17%
株式 小計	55%
EU 圏内の債券	38%
それ以外の外国債券	7%
債券 小計	45%
合計	100%

## (2) 改革の趣旨

さて、以上のような経緯の下で成立した今回の年金改革法は、全体で 5 章、116 条から成る大部のものである。具体的には、「第 1 章 一般条項」に始まり、「第 2 章 一般制度及びこれと同様の制度、第 3 章 公務員制度、第 4 章 非被用者制度、第 5 章 年金預金 (épargne retraite)」という構成となっている。

今回の改革は、2020 年までの間の年金制度の財政的安定の確保を目的としており、このため、わが国で言う支給開始年齢の引き上げに相当する拠出期間の 40 年から 41 年への延長、及び官民格差の解消の観点も踏まえた公務員年金に係る拠出期間の 37.5 年から 40 年への延長が行われたが、その他にも、より長く働く者への加算・より短く働く者への減額等による柔軟な制度の設計、低所得者への配慮といった措置が講じられている。

また、3 階部分に相当する個人年金についても、その発展を容易にするように退職年金のための個人預金プラン及び退職年金のための労使プランの制度化などが行われている。

なお、この改正は、その内容に応じて 2004 年 1 月から順次施行されている。

## (3) 一般条項

今回の改革では、多岐に分立した年金諸制度間の調和を図る観点から、年金改革法案の冒頭に、一般条項として各制度に共通する改正事項が掲げられている。

### (ア) 社会契約に基づく賦課方式原則の再確認

今回の年金改革法では、まず第 1 条で、「世代間を結びつける社会契約(pacte social)の核心をなす賦課方式に基づく年金を選択することを厳かに再確認する」と規定し、フランスの年金制度が引き続き賦課方式を維持することを謳っている。ここで注意しなければならないのは、社会契約と賦課方式を結び付けている点であって、しかもこれらが世代間を結びつける機能を担っていることを法律上明確に規定したことである。このため、この改革では、満額年金を受給するのに必要な拠出期間を 2020 年にかけて段階的に延長し、現役世代と年金受給世代のバランスが保てるようにしている。

なお、フランスでは賦課方式をとりながらベビーブーマー世代への支払いに備えるために基金の積立を始めたのは前述のとおりであるが、それでもなお賦課方式にこだわり、法律上賦課方式の原則を宣言するののかということについては理解しがたいものがある。ただ

この点については、昨年来日したフィヨン社会問題・労働・連帯大臣自らが「フランス人は、賦課方式を好むからだ」と語っていたのが印象的であった<sup>13</sup>。

#### (イ) 報酬比例年金原則の確認

続いて、「すべての退職者は、職業活動から得られた収入に比例した年金を受給する権利がある」(2条)と規定し、報酬比例年金の原則を確認しているが、その前提には現行制度の前提となっている拠出制年金の原則の確認があるとされている。

#### (ウ) 平等取扱いの原則

「過去の職業が何であれ、また、どの年金制度に属していようとも、被保険者は退職年金に関して平等の取扱いを受けることができなければならない」(3条)。この原則の帰結として、一般制度に適用される規定と公務員制度や自由業や農業経営者といったその他の制度に適用される規定との統一が求められることになる。

また、複数の年金を受給できる者と1つの年金しか受給しない者の受給権を同じにしなければならない。同様に、年金額算定の基礎となる平均賃金として被保険者に最も有利な25年の賃金が用いられるが、複数の年金受給権を有する者については、その加入期間に応じて各制度に割り当てられることとなった。

#### (エ) 最低年金水準の保証

今回の改革では、満額年金の受給権を有する被用者に対する年金水準として、2008年時点で、基礎的制度と補足的制度を合わせて、少なくともスライド制最低賃金(SMIC)の85%を保証することとした(4条)。この目的を達成するため、政府は、最低拠出額を評価し直すこととし、2004年に40年拠出の場合で3%の引き上げを行い、2006年及び2008年にも再評価を行うこととしている。

#### (オ) 拠出期間の延長

今回の改革は、長生きのリスクに対応できる年金制度の構築を目指している。すなわち、平均寿命の伸長に対応し、満額拠出期間を従来の160四半期(40年)から2012年には164四半期(41年)に、そして2020年には167四半期(41・3/4年)に延長することとした。これによって、満額年金を受給できる年齢が伸びることになり、結果として年金受給開始年齢の引き上げと同じ効果をもたらすことになる。

このため、まず、2003年時点における満額拠出期間と平均受給期間との比率(以下本稿において「拠出・受給期間比率」という。ちなみに、現在はほぼ2:1となっている。)を、2020年までの間は維持することを法律で明記した(5条1項)。これによって、平均寿命が伸びて年金受給期間が長くなるのに応じて満額拠出期間も延長することになる。

具体的な改正手順としては、まず、2003年から2007年までの間については、満額拠出期間を従来の160四半期に固定することとして、経過的配慮を行っている。

---

<sup>13</sup> 2003年10月30日、フランス大使館の主権により行われたフランスワ・フィヨン社会問題・労働・連帯大臣による「フランスの年金」と題する講演の場で本文の発言があった。

その上で、**2007**年までに、政府は、年金方向付け会議の作業に基づいて、以下の項目を明らかにした報告書を作成し、公表するとともに、議会に送付するものとされた。**(5条2項)**。

- ・ **50**歳以上の人の就業率の推移
- ・ 年金制度の財政状況の推移
- ・ 雇用状況の推移
- ・ 年金制度の財政に関する諸要因の検討

この報告書を踏まえ、**2009**年から、毎年**1**年ごとに**1**四半期ずつ満額拠出期間を伸ばし、**2012**年には満額拠出期間を**41**年とするものとされている。ただし、年金保証委員会(**Commission de garantie des retraites : CGR**)及び年金方向付け会議の意見に基づいて、政令でこの期日を修正することができることとして、年金制度の財政状況や雇用状況等いかんによっては満額拠出期間の延長を見直すことができるようにしている。

さらに政府は、年金方向付け会議の作業に基づいて、同様の報告書を**2011**年及び**2015**年までに作成し、国会に提出しなければならないとされた。加えて、報告書では、拠出・受給期間比率の今後**5**年間の見通しも明らかにしなければならず、この報告書の内容を踏まえ、年金保証委員会及び年金方向付け会議の意見に基づいて、政令で

- ・ **2012**年**1**月**1**日までに、**2013**、**14**、**15**及び**16**年の
- ・ **2016**年**1**月**1**日までに、**2017**、**18**、**19**及び**20**年の

満額拠出期間が決められることになる**(5条4項)**。

現在のところ、**2020**年における満額拠出期間は、**167**四半期、つまり**41・3/4**年になるものとみられているが、今後の状況によっては変更可能な仕組みがとられている。

#### **(カ) 高齢者雇用の促進**

保険料拠出期間を延長する以上、高齢になっても働き続けることができるようにすることが重要である。このため、今回の法律では、高齢者の就労促進を図るための次のような措置を講じている。

##### **① 55歳以上の雇用の促進**

###### **(a) 事業主に対する早期退職拠出金の創設**

事業主が労働者を早期退職させるのを防止するため、早期退職の場合に事業主から被用者に支払われる早期退職手当もしくは繰上げ退職手当に対し、事業主の負担による特別な拠出(**contribution spécifique**)が新たに課されることになった**(17条)**。

###### ○算定基礎

この拠出金は、協定、集団協約、その他の契約条項さらには使用者の一方的決定に基づき支払われるすべての手当に課されるが、全国雇用基金(**Fonds national de l'emploi : FNE**)の特別手当その他一定の場合には適用が除外される。

###### ○拠出率

拠出率は、一般制度の年金保険料率（**16.35%**）及び補足的制度のうちの **ARRCO** の保険料率（**7.5%**）を足したものと同率、すなわち **23.85%**とされている。

ただし、この料率は、**2008年5月31日**までの間、政令で規定する条件の下に、経過的に軽減される。具体的には、早期退職者が一般制度と同じ水準の他の年金保険に加入する場合に支払われる手当などがその対象となる。

#### ○拠出金の使途

この拠出金は、当初は、年金積立基金に積み立てる予定であったが、老齢連帯基金が赤字のため、これに振り向けられることになった。これによって、年間、約 **65** 百万€（約 **84.5** 億円）の収入が見込まれている。

#### **(b) 高齢被用者の雇用問題の検討の場の創設**

国、被用者代表及び使用者代表の **3** 者会議が創設され、拠出期間の延長問題について政府が事前に作成した報告書を踏まえ、**50** 歳以上の雇用問題の改善策について検討することとされた。この報告書は、議会に提出されることとなる。

### **② 60歳以降の就労の拡大**

#### **(a) 在職受給の条件の緩和（在職老齢年金の創設）**

**2004** 年以降、年金受給権を取得した者は、年金に加えて、賃金を受け取ることができるようになった。これは、わが国の在職老齢年金に相当するものである。ただし、受給できる賃金は、年金を受給する直前の賃金よりも低い額でなければならず、もし年金と賃金を足した総所得が退職前賃金を超える場合には、年金は停止されることになる。

なお、年金受給者が被用者であった最後の職場で再び働く場合には、年金を受給してから **6** か月経った後に、支給停止が行われる。

#### **(b) 使用者による強制的退職権の 65 歳への引上げ**

現在、満額の年金受給権を取得した被用者が **60** 歳以上であれば、使用者は、その年金受給権者を強制的に退職させることができる強制的退職権を有している。今回の改革では、強制的退職の対象となる年齢を **65** 歳に引き上げ、労働者が **60** 歳以降も働けるようにした。

#### **(キ) 被保険者に対する情報の提供**

##### **① 年金情報入手権の創設**

今回の年金改革法案では、「すべての人は、政令の定めるところにより、法律上義務付けられている年金制度全体に関する個人の状況の詳細を入手する権利を有する」（**10** 条）と規定し、被保険者の年金情報入手権を法律で規定した。ここでいう法律上義務付けられている制度とは、基礎的制度及び補足的制度を意味し、今後、政令で定めるところに従って、定期的に被保険者に対し情報が提供されることになる。どのような情報が提供されるかにもよるが、この改正によって自分の年金の状況を知った上で退職に向けた準備ができるようになる。

## ② 年金額の事前計算

さらに、被保険者は、その加入する基礎的制度及び補足的制度における自分の年金額を知ることができる旨が年金改革法で規定された。これまでも基礎的制度については 59 歳になれば年金額を知ることができたが、今回の改正では、これを補足的制度にまで広げるとともに、年齢についても、段階的に 55 歳まで引き下げることになった。

## ③ 公益団体の創設

これら被保険者の情報を受ける権利を確実なものとするため、基礎的制度、補足的制度及び公務員年金を所管する国が共同して、新たに公益団体(**groupement d'intérêt public : GIP**)を創設することとした。この団体は独立の法人格を与えられ、財政的自律権も与えられる。

### (ク) 年金保証委員会の新設

今回の改革では、満額拠出期間の延長に対応するため、新たに年金保証委員会が設けられた。

この委員会は以下のメンバーで構成され、今回の年金改革法で規定された上記の権限を行使するほか、満額拠出期間及び平均受給期間を確認し、満額拠出期間を延長する必要があるかどうかを提案するものとされている（社会保障法典 **L.114-4** 条）。

- ・ コンセイユデタ副院長
- ・ 経済社会諮問院院長
- ・ 会計院院長
- ・ 年金方向付け会議議長

### (ケ) 年金方向付け会議の権限の拡大と財政再計算の導入

年金方向付け会議はすでに 2000 年 5 月に設置されていたものである。この会議は、閣議で指名された議長のほか、国会、職業団体、労働組合の代表、家族問題や社会問題に関する組織の代表、関係省庁の職員及び専門職員で構成され、今回の年金改革法で求められている前期事項について意見を述べるほか、以下の事項をその役割とするとされ（社会保障法典 **L.114-2** 条）、その権限が拡大されている。。

- ・ 経済・社会・人口の観点から、法的に強制された年金制度の状況及び中長期の予測を作成するとともに、少なくとも 5 年ごとに年金制度の財政の将来予測を作成しなければならない。
- ・ 年金制度の持続可能性を確保するのに必要な条件を確認する。
- ・ 年金制度の財政について意見を述べ、財政の推移をフォローする。
- ・ 各年金制度における共通原則の実施状況、拠出者及び受給者の生活水準の推移並びに所得代替率を含めた年金制度全体の状況をフォローする。

これは、わが国でいう 5 年毎の財政再計算を明記したものであり、年金制度の透明性の確保という観点からも、また、年金制度の持続可能性を確保するためにも重要な役割を果たすことになる。



## (コ) 財政調整委員会の新設

今回の年金改革に伴い、これまで行われてきた財政調整も見直しが必要となる。このため、新たに財政調整委員会(**Commission de compensation**)が設置されることになった。この委員会は、社会保障担当大臣の下に置かれ、会計院院長に指名された行政官が主宰し、社会保障各制度の代表、社会保障担当大臣の代理及び予算担当大臣の代理を含めた構成員からなる(社会保障法典 **L.114-3** 条)。

この委員会は、財政調整の収支の確定に関する意見や、必要があれば概算払いに関する意見について助言を求められる。また、年金制度から提供され、財政調整の計算基礎となる数量的な情報をチェックする。さらに、社会保障制度間の財政調整システムに影響を与えるすべての規則の改正案について意見を言うことができ、しかもこの意見は議会に送付されることになっている。

財政調整については、政府はすでに、労使との協議を経て、見直す方針であることを表明しており、今回の年金改革法では、**2012**年以降は社会保障法典 **L.134-1** 条 **2** 項及び **3** 項を適用しないことを規定している。この社会保障法典 **L.134-1** 条 **2** 項及び **3** 項は特別制度間における年金の財政調整について規定しており、これによって、特別制度間の年金に関する財政調整は **2012**年からは廃止されることとなった。ちなみに、この財政調整に要している金額は、**2002**年で **5,047.2** 百万€ (**6,560** 億円)、**2003**年で **5,441.5** 百万€ (**7,070** 億円)となっている。

## (4) 一般制度

今回の改革では、以上のような一般条項に基づく改正のほか、一般制度及びこれに準じた制度について、以下のような改正が行われている。

### (ア) 年金額算定方式の改正

#### ① 参照期間の延長

一般制度の年金額は「平均賃金×給付率×拠出期間/**150**」という計算式で算定されるが、「拠出期間/**150**」の分母である「**150**」を参照期間(*durée de référence*)と言う。

今回の改革では、この参照期間を **5**年かけて **160**に引き上げることとした。具体的には、**2004**年に **152** 四半期、**2005**年に **154** 四半期、**2006**年に **156** 四半期、**2007**年に **158** 四半期、そして **2008**年に **160** 四半期に引き上げられることになる。この改正によって、**1** 四半期当たりのウェイトが低下し、**6%**ほど給付水準が引き下げられた結果となる。

#### ② 拠出期間の改正

##### (a) 拠出期間の加算

##### ○育児加算の改善

現在、子供を育てた母親については、子供 **1**人につき最高で **8** 四半期 (**2**年間)までの加算がつくことになっている。ただし、この加算については、子供が **16**歳の誕生日を迎えるまでに少なくとも **9**年間育てることが要件とされており、大きくならないうちに子供を失

ってしまった母親には、何の加算もつかないことになっていた。

今回の改正では、このような要件を撤廃することとされたが、具体的な要件は政令で定められることになる。

なお、この改正については、男女平等という憲法上の原則に違反するのではないかが問題となった。しかし、憲法院は、《子供の養育に結び付けられた社会保障上の利益は、原則として、親の性別に依存することはできない》としつつも、《公益の名において》女性が子供を育てるために男性よりもしばしば仕事を中断しなければならないという《事実上の不平等》を公益の名においてどの程度考慮するかは、立法者に委ねられているとした。

### ○育児休暇中の被保険者期間の加算

被保険者である母親が育児休暇を取った場合には、実質的な休暇期間に等しい被保険者期間の加算が行われる。

#### (b) みなし拠出期間の拡大

現在、被保険者が医療、出産、障害、労災の給付を受給している期間又は失業中で代替所得を受給している期間については、被保険者が保険料を負担していなくても、保険料を支払ったものとみなすこととされている。

今回の改正では、解雇予告期間を超過した転職期間もこれに加えることにした。

#### (イ) 年金額の改正

##### ① 60歳以降就業した場合の加算率の創設

これまでは、満額拠出期間を超えて働いても何ら年金額に反映しなかったが、今回の改正では、60歳以降も働いて年金の受給を延期した場合には、年金額を加算することにした。具体的には、2004年から、60歳以降の期間（65歳までのに限る）であって、満額拠出期間を超える期間について、1四半期につき0.75%、1年で3%給付率が加算されることになった。

##### ② 65歳以降就業した場合の加算の改善

現在、65歳以上の被保険者であって、150四半期の拠出期間に満たない者は、150四半期に達するまでの範囲で、65歳以上の被保険者期間1四半期につき2.5%の加算をつけることができる。

今回の改正では、これを160四半期に達するまでに改めるとともに、一般制度以外の基礎的制度における拠出期間も、この加算の対象とすることにした。これは、わが国でいう年金通算措置に当たる。

##### ③ 最低保障年金の改善

#### (a) 算入被保険者期間の改善

生涯低い賃金で働いてきた者は、満額年金を受給できるとしても平均賃金が低いため、年金額も低くならざるを得ない。このため、フランスでは最低年金額の定めがあり、最低の保障水準を確保している。

ただ、この最低保障年金を受給するためには、一般制度において満額拠出期間をみたすことが必要とされていたが、今回の改正では、従来 **150** 四半期とされていた期間を **2008** 年までかけて逐次 **160** 四半期に延長するとともに、他の基礎的制度の加入期間も算入することとした。これも、年金通算措置の一環である。

#### **(b) 加算の創設**

今回の改正では、最低保障年金についても加算制度を設けることとした。これまでは、実際に保険料を支払った期間か、支払っていなかった期間かを区別することなく取り扱ってきたが、**2004** 年からは、被保険者がその負担において支払った被保険者期間については、実際に保険料を支払った期間として加算されることになった。

#### **④ 自動物価スライド規定の新設**

これまで年金のスライドについては、そのつど法改正をしてスライド率を決定してきたが、今回の改正で自動物価スライドに関する規定が **L.161 - 23 - 1** 条として新設され、年金額が、毎年、物価に応じて改定されることになった。

それによると、一般制度及びこれに準じる制度の老齢年金のスライド率は、当該年の予算法に付属している経済、社会、財政報告書の中で規定されているタバコを除いた消費者物価予測に基づいて、省令で定められることになる。仮に、消費者物価の実績と予測に乖離が生じた場合には、翌年に調整されることになる。

なお、この物価スライド規定は、高齢被用者手当等の手当にも適用される。

#### **⑤ 年金の早期受給**

年金の受給は、原則として **60** 歳からであるが、若いときから長期間働いている者についてもこの原則を適用するのは妥当ではない。このため、**14** 歳から **16** 歳までの間に働き始めた者については、それぞれ、**56** 歳、**57** 歳、**58** 歳からの受給を認めることにした。

#### **(ウ) 保険料の引き上げ**

今回の改革法案には盛り込まれていないが、中期的な年金財政の安定を図るためには、保険料を引き上げなければならない。具体的には、**2006** 年 **1** 月 **1** 日から、年金保険料の **0.2%** の引上げが、さらに、**2008** 年から **2020** 年の間に **3%** の引上げが必要となるが、今回の改正では、現在 **10%** 近い失業率が将来 **5%** まで低下することにより失業保険料の減少が見込まれるので、全体として負担は増えないと説明されている<sup>14</sup>。

#### **(5) 公務員制度**

今回の年金改革は、官民格差の解消を旗印にしており、公務員年金制度の改革が焦点の一つであった。具体的には、公務員の年金制度を一般の被用者年金制度に近づけるため、満額拠出期間を現行の **37.5** 年から **2008** 年には **40** 年に、そして **2012** 年には **41** 年へと延

---

<sup>14</sup> *liaisons sociales, op.cit., p.7.*

長する改正が行われた。さらに、**2009**年以降も、一般の被用者と同様に、**41・3/4**年まで延長されることになる。

なお、ここで公務員とは、国家公務員、地方公務員、公立病院の公務員及び国の産業施設の労働者を意味する。

#### (ア) 年金受給権

現行の制度では、公務員の場合、**15**年間公務員として勤務すれば年金受給権が発生し、また、公務員年金を受給するためには、公務員名簿から削除されることが必要である。

今回の改正では、満額年金期間の延長に対応して、公務員についてもすべての基礎的年度の加入期間を算入できるように改められた。これも、年金の通算措置の1つである。

#### (イ) 年金額の計算

##### ① 満額拠出期間の延長

これまで、公務員の満額拠出期間は、**150**四半期(**37.5**年)と定められ、**1**年につき**2%**、**37.5**年で**75%**の最高給付率を得ることができた。この改革では、官民格差を解消する観点から、公務員についても民間と同じ**160**四半期を必要とすることとし、これに達しない者は最高給付率から減額された率の適用を受けることになった。なお、**160**四半期への引き上げは、**2004**年から毎年**2**四半期ずつ延長され、**2008**年に完成することになる。

さらに、**2009**年からは、公務員の満額拠出期間も一般制度と同じように延長されることになった。具体的には、**2012**年に**164**四半期(**41**年)、**2020**年には**41・3/4**年になるものと見込まれている。したがって、**1**年当たりの給付率は、現行の**2%**から、**2008**年には**1.875%**に、**2013**年には**1.829%**に、そして**2020**年には**1.8%**へと逡減することになる。

なお、公務員年金の最高給付率が高いのは、公務員年金には民間の補足的制度に相当する部分も含まれていることによる。

##### ② 算定基礎賃金

年金額算定の基礎となる賃金の考え方も、公務員と民間では異なっている。公務員の場合には、退職直前**6**か月間の地位、階級等に応じた俸給の号俸によることとされており、今回の改正でもこの方式は維持されている。

#### (ウ) 年金額

##### ① 減額率の創設

すべての制度の加入期間を合算しても、**75%**の最高給付率に必要な満たさない場合や公務員の職種に応じて**55**歳から**65**歳までの間で定められている年齢に達しない場合には、年金額が減額されることになった。具体的には、**1**四半期不足する場合に、一定率が減額されることになる。ただし、減額期間については**20**四半期(**5**年)が上限とされている。

この減額率は、**2006**年から**10**年かけて逡増するものとされ、具体的には、**2006**年から不足期間**1**四半期につき**0.125%**(**1**年につき**0.5%**)ずつ逡増し、**2011**年には**1**四半期につき**0.75%**(**1**年につき**3%**)となり、**2015**年からは**1**四半期につき**1.25%**(**1**年につき**5%**)となる。

## ② 加算率の創設

今回の改正で、公務員年金についても加算率の制度が創設された。公務員の場合にも、**60**歳を超え、満額拠出期間に必要な期間を働いた場合には、**1**四半期につき**0.75%**の加算がつくことになった。なお、この加算についても、**20**四半期という上限が設定されている。

## ③ 年金スライド

これまで、公務員年金については、現役の俸給の引き上げに対応してスライドされてきたが、今回の改正で、民間と同じように、タバコを除いた消費者物価に応じてスライドすることとなった。

## (6) 財政影響

今回の改革による財政影響は、当初、以下の表の通りに見積もられ<sup>15</sup>、**2020**年までの財政的安定は確保できる計算となっている。ただ、一般制度の場合には、前述のように失業率の大幅な改善が前提となっていることに留意しなければならない。

(表-6) 一般制度に対する改革の影響 (2020年) 単位：百万€

当初の財政所要学	-15,000
満額拠出期間の延長、比例按分、減額率の緩和及び加算率の創設	6,200
最低保障年金の改善	-600
早期受給	-300
重複年金受給者対策	-1,000
保険料の引き上げ (2006年から0.2%)	900
小計	5,200
失業保険料の割当て	9,800
総計	0

(表-7) 公務員制度に対する改革の影響 (2020年) 単位：百万€

当初の財政所要学	-28,000
満額拠出期間の延長、保険料拠出期間の延長、減額率及び加算率の創設	9,300
物価スライドへの変更	4,500
追加的制度の創設	-800
重複年金受給者対策	-1,000
小計	13,000
使用者としての追加出	15,000
総計	0

<sup>15</sup> Site d'information sur l'avenir des retraites, L'équilibre financier des régimes de

#### 4 終わりに

以上、昨年行われたフランスの年金改革を概観してきた。周知の通り、わが国とフランスとでは、人口動態の面で高齢化のスピードが最も早い国と最も遅い国という対照をなし、国民性の点でも集団主義と個人主義という対照をなしている。後者は、社会保障制度に対する考え方の相違にもつながっており、両国の制度を単純に比較することは難しい。しかしそれ故にこそ、フランスの年金制度とわが国の年金制度を比較してみるのには、わが国の制度状況を相対化する上でも、意義があるように思われる。

##### (ア) 賦課方式へのこだわり

フランスの年金制度に関する特徴としてまず挙げられるのは、賦課方式への強いこだわりである。1999年に年金積立基金を設置し、保険料平準化のための措置を講じた、そういう意味では修正積立方式を取り入れたにもかかわらず、今回の年金改革法の第1条でわざわざ賦課方式を宣言し、これが社会契約に基づくことを謳っている。積立方式と賦課方式の是非については様々な意見があるが、これを見る限り、少なくともフランスにおいては、フィヨン社会問題・労働・連帯大臣が言ったように、むしろ思想としての賦課方式が強い支持を得ていることは明らかである。その背景に、高齢化率の緩やかな上昇という人口構造上の要因を指摘することも可能だが、むしろ、社会問題・労働・連帯省のある官僚の次の言葉が説得力を持っている。

「明日のことも予見できないのに、なぜ何十年も先のことを予測し、それに基づいて年金制度を作れるのだろうか！」

ここには、人間の知恵の限界を知ったフランス人ならではの英知が感じられる。

##### (イ) ほど遠い一元化

今回の年金改革でも制度間の平等取り扱い原則を謳い、満額拠出期間の統一、年金の通算措置等を講じたにとどまっている。もちろんフランスでも、あまりの複雑さが制度への不公平感を招来しており、その解決策として制度の一元化を指摘する意見もある<sup>16</sup>。しかしながら、制度がかくも複雑に分立している故にこそ、制度の一元化への道のりはほど遠く、財政調整という形で制度間の不均衡を調整しているにすぎない。ただ、このような制度のあり方は、国家と国民との間に中間団体が介在し、いわば部分統治を制度化しているものと理解することもでき、すべてを国家に依存する傾向の強いわが国の社会保障制度のあり方を考える上で、参考とすべき点でもある。

##### (ウ) 拠出・受給期間比率の保持

次に、支給開始年齢の引上げに相当する満額拠出期間の延長のために、拠出・受給期間比率を一定に保つという考え方をとったことである。これは、長生きのリスクを拠出期間の延長という形で保険料拠出世代に負担させ、ひいては受給期間の短縮という形で年金受給世代もリスクを分担するものであり、賦課方式に基づく「世代間連帯」が無定量的な世代

---

retraite en 2020, après la réforme, Gouvernement français, 2003.

<sup>16</sup> Yannick MOREAU, op.cit., p.915.

間の負担格差を是認するものではないことを明らかにしたという意味でも意義がある。

ただ、今回の改正は**2020**年という年金制度にとってはむしろ短期的な財政均衡を目標としており、さらには失業率の大幅な改善等の楽観的なシナリオを前提としていることから、その前提が狂った場合には、保険料の引き上げか給付水準の引き下げというより厳しい選択を再度行わざるを得なくなる可能性もある。さらに、平均余命がさらに伸びた場合に、拠出・受給期間比率の保持という考え方が長期的にどこまで貫徹できるのかも課題であろう。

#### (エ) 政策的配慮の強い給付設計

かねてからフランスの年金額算定方式は、政策的配慮の色濃いものであった。満額拠出期間に満たない場合の減額率の設定は、拠出比例原則を超えてペナルティ的要素の強いものである。他方、働く家庭の母親に対するみなし給付率や育児加算等政策的な優遇措置も講じられており、今回の改正でもより強化されている。そういった意味では、フランスの場合、社会保険方式による年金の基本的特徴である拠出比例の考え方よりも、少子化対策等の政策的配慮の方が優先されているようみえる。わが国でも、少子化対策の観点から、モデル年金の水準に達するまでの範囲内で政策的優遇措置を講じるといったことを検討する価値はあるのかもしれない。

#### (オ) 労働契約との関連

今回の調査で明らかになったことの1つに、年金制度と労働契約ないし労働協約との密接な関連である。職域別の年金制度自体が労使の協約に端を発しているようであるが、**60**歳以上の満額年金受給権者に対する使用者の強制的退職権の存在などわが国以上に年金制度と労働契約が密接な関連性を有しているように思われる。さらに、今回の改正では、高齢者の雇用の促進を図るため、事業主に課せられる早期退職拠出金制度創設されている。

このように、フランスの年金制度を理解するためには、労使関係のあり方にまで遡って研究する必要がある、この点については今後の研究課題としたい。

#### (カ) 改革に対する“NON!”という答え

今回の改革は、官民格差の是正や財政再計算の導入、さらには制度間の通算制度の導入など、わが国がすでに乗り越えてきた問題によりやく着手したという側面も多い。これだけをみればわが国の年金制度の方がより公平な制度となっているようにみえるが、自由や自治を重んじるフランス人にとっては、われわれが想像する以上に大きな決断だったのかもしれない、その評価を軽々に行うことにはためらいを感じる。

現に、**2004**年**3**月**28**日に行われた統一地方選挙では与党が大敗を喫し、その原因として前年の年金改革をはじめとする社会保障改革が挙げられている。改めて痛みを伴う改革を実行することの難しさが証明される結果となった。

なお、ラファラン首相更迭の可能性すら報じられた中で何とか第三次ラファラン内閣が発足し、年金改革を担当したフィヨン社会問題・労働・連帯大臣は、国民教育相に任命されている。